

介護予防・日常生活支援総合事業がスタート

平成 29 年 4 月より

# 介護予防で安心した生活を送りましょう

## ◆新しい介護予防サービスが始まります

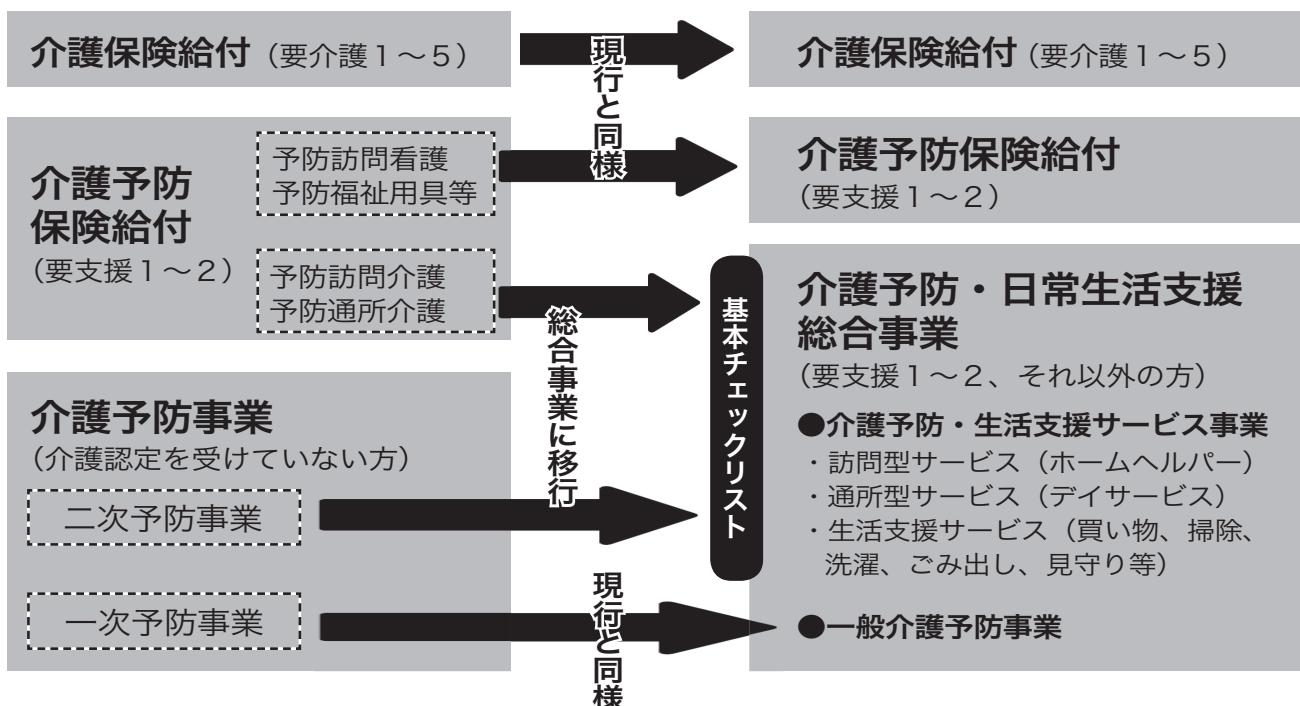
今後、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、高齢者が住みなれた地域で生活が続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も地域に参加しつつ、要介護状態となることを予防することが大切です。そのための仕組みとして、このたび介護保険制度が改正され、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」が創設されました。

鶴田町では、平成 29 年 4 月 1 日から総合事業を開始し、段階的にサービスを充実していきます。

## 【介護保険制度の改正点】

平成 28 年度まで

平成 29 年度から



## ◆総合事業の内容について

総合事業には、要支援認定を受けた方や、「基本チェックリスト」により生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65 歳以上の全ての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

平成 29 年 4 月からは、現在実施している予防給付（要支援 1・2 の人に対するサービス）のうち、予防訪問介護（ホームヘルパーサービス）、予防通所介護（デイサービス）を総合事業に移行し、町の事業（サービス）として実施します。認定を受けた方に対する訪問看護や福祉用具貸与などはこれまで通り、予防保険給付の中で提供します。

総合事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定を省略して「基本チェックリスト」により、生活機能の低下がみられた方を対象者と認定することで、これまでより迅速なサービスを受けることが可能になります。

要介護認定を受けている方や、要支援認定を受け、訪問看護や福祉用具貸与などを利用している方は、今まで通りのサービスを受けることができます。申請方法など手続きの流れも変わりません。

### 介護予防・生活支援サービス事業

※基本チェックリストの該当者が利用可能  
訪問型サービス、通所型サービス、  
生活支援サービス

### 一般介護予防事業

※65 歳以上のすべての方が利用可能

#### ◆町で段階的に取り組むサービス（予定含む）

- ・つるりん体操、ノルディックウォークによる健康づくり
- ・脳の健康教室、認知症サポーター養成講座等の認知症予防対策
- ・生活支援ボランティアの組織づくり
- ・気軽に集まるお茶会やサロンの開催
- ・野菜栽培など自然に親しむことでの生きがいづくり

■事業についての問い合わせ先：健康保険課 国保介護班（内線 141、142）